

事業主および被保険者、被扶養者の皆様へ

「緊急事態宣言」を踏まえた

健康診断等の取り扱いについて(第2報)

令和2年4月8日 厚生労働省より「緊急事態宣言」にもとづき、7都府県対象地域（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県）に居住する住民及び対象地域に所在する医療機関等で実施する健康診断等につきましては、行わないこととされその旨お知らせしましたところです。

今般（令和2年4月17日）同省より「緊急事態宣言」の区域変更に伴う対象地域の変更通知がなされ、下記の通りとなりましたのでお知らせいたします。

なお、今後取り扱いの変更が生じた際には、改めてお知らせいたします。

《対象地域》 全都道府県地域

《対象期間》 令和2年5月6日まで

※対象地域・宣言期間が変更される場合がありますのでご留意願います。

《お問い合わせ》

保健事業部 健康事業課

03-3834-7216